

白岡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

白岡市教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨・現状 1
- 2 目標 2
- 3 計画の期間 2
- 4 4つの視点における白岡市の主な取組 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて 4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、いきいきと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

白岡市教育振興基本方針の掲げる「学び楽しむまちづくり～次代を担う人と豊かな文化を育む～」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

白岡市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、白岡市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

- ① 本市では、「働き方改革取組方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。
- ② これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化や出勤簿の押印廃止など、様々な取組を実施した。
- ③ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年11月は以下のとおりであった。

【令和7年11月の勤務時間を除いた時間外在校等時間の状況】

	1日平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	1時間38分	11.7%	0.0%
中学校	1時間35分	9.5%	0.0%

- ④ 教員の限られた在校時間の中で、効果的・効率的な業務を推進し、多様なワークライフスタイルへの対応や未来の自分への投資時間の確保が課題となっている。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下まで減少させる。
【R6結果 12.2%】
- ② ストレスチェックにおけるワーク・エンゲイジメント（「活力がみなぎる」「仕事に誇りを感じる」「お互いの理解」）が、すべての項目で85%以上に向上させる。
【R6結果 活力60% 誇り87.4% 理解76.8%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 4つの視点における白岡市の主な取組

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

- ① 教育委員会が主催する研修及び会議の見直し
 - ア 市主催の研修に関して、県主催の研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫について検討する。（市教委）
 - イ 校長会議等において会議の効率化や会議の回数について検討する。（市教委）
- ② 学校への調査等の削減
 - ア 学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等の活用を検討し、削減に努める。（市教委）
 - イ 学校に対し、市教育委員会の学校訪問について、過度な対応は必要ない旨を働きかける。また、訪問の際の資料等の簡略化等について検討する。（市教委）
- ③ 関係団体等が主催する大会への参加、コンクール等への出品の削減の要請
 - ア 関係団体等が主催する行事等の依頼・協力を精選し、教職員の負担軽減推進への理解を図る。（市教委）
 - イ 各団体からの児童生徒への出品依頼については精査し、教員の負担軽減を図る。（学校）

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

- ① 教職員の健康管理
 - ア 教職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的にストレスチェックにより、検査結果を個人にフィードバックする。（市教委）

イ 勤怠管理システムを運用し、I Cカード等により客観的に教職員の在校時間を把握する。(市教委)

ウ 勤務が長時間となっている教職員と面談を実施し、時間外在校時間が80時間を超える教職員には、学校医による面接を勧めるよう、管理職を指導する。(市教委・学校)

② メンタルヘルスのための職場改善

ア 労働安全衛生管理体制の整備を推進する。(市教委)

イ 各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境を整備に努める。(学校)

③ 週休日の振替や休暇等を適切に取得できる職場環境の整備

ア 週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で確実に指示する。(市教委)

イ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう各学校に対して取得を促進する。(市教委・学校)

ウ 教職員に対して「休暇等の案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度の一層の理解を深める。(市教委・学校)

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

① 専門スタッフの活用促進

ア 教育環境の充実を図るため、ティーム・ティーチング等による学習指導を行い、児童生徒の基礎学力の定着や学力向上に活用する。(市教委)

イ 特別な支援を必要とする児童のために、会計年度任用職員(生活の補助)を配置する。(市教委)

ウ 授業支援のためのスクールサポートスタッフ(教科指導補助員・理科支援員・図書館補助員等)やI C T支援員を配置する。

エ 英語専科指導加配、小学校専科加配を含め、教職員数の増員について要望する。(市教委)

オ 多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し支援に努める。(市教委・学校)

② 業務の効率化の推進

ア 校務支援システムに基づく、各種書類等の電子化により、業務の効率化を図る。(市教委)

イ 事務の共同実施による事務処理能力の強化や資質の向上を図る。(市教委・学校)

ウ 学習指導案や教材等の共有化を推進し、授業準備の効率化を図る。(学校)

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

① 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

ア 各学校での電話対応時間など「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域の理解促進を図る。(市教委・学校)

イ 学校運営協議会制度を活かし、地域住民の学校教育への参画意識を高める。(学校)

ウ 「定時退勤推奨ウィーク」や「ふれあいデー」、学校閉庁日を実施する際には、保護者に趣旨を確実に周知する。(市教委・学校)

② 「白岡市部活動指導のガイドライン」に関する保護者の理解の促進

ア 市のガイドラインを踏まえ、各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」については、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行う。(学校)

イ スポーツ庁及び文化庁の指針に基づき、休日の部活動は地域移行し、地域クラブ活動として取り組む。(市教委)

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会会議等において報告する。

(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システム等で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

(4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本計画および「業務の3分類」を含む業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について連携強化に努める。